

平成 23 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	19 番	齋 藤 修 市
20 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

18 番 佐 藤 元

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
生活環境課長	須 藤 正 彦	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
福 祉 課 長	齋 藤 洋	農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一
商 工 課 長	佐々木 敏 春	建 設 課 長	佐 藤 正
社会教育課長	齋 藤 栄 八	消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔
総務課人事管理班班長	齋 藤 隆		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成23年12月13日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、6番伊藤知議員から早退届、18番佐藤元議員から欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、教育次長は欠席しております。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、関連質問並びに通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

始めに、4番佐々木弘志議員の一般質問を許します。4番佐々木弘志議員。

【4番（佐々木弘志君）登壇】

●4番（佐々木弘志君） おはようございます。質問に入る前に一言、市当局に感謝申し上げます。おかげさまをもちまして、白瀬日本南極探検隊100周年記念事業もあと3ヵ月となりました。教育委員会はもとより、市当局の絶大なる支援のもと、語り継げ白瀬の偉業、夢・ロマンは秋田から日本中へ、また、世界中へ元気を発信することができました。特に記念館の職員の皆さんには、日常業務にプラスしての全国的な大仕事です。出張、外交、資料収集、多くのイベント開催等と頭の下がる思いであります。心より感謝申し上げます。

それでは、質問に移ります。

始めに、表紙の質問項目の地図作成のセイ、「成」と書いていますけれども、この字を製作する、地図を製作するの「製」、製造する「製」の字に訂正をお願いいたします。

防災計画策定並びにつなみ避難地図作製について。

1、策定、作成の進捗状況について、それぞれお伺いします。

2、策定、作成に当たって、次の3点の検討課題についてお尋ねします。

(1)防災計画には、どの災害を想定して作成するのか。地震、津波、鳥海山の噴火、日本海側の原発事故など想定しているのでしょうか、お伺いします。

(2)津波避難地図作製に当たり、金浦地区避難場所に中央公園を追加指定することについてお伺いします。金浦元町地域の中央に位置し、市街を一望できる公園、中央公園、通称ボツクリ山は、金浦地域では最も小高い山の一つです。駅にも近く、最寄りの多くの地区住民が避難できる至近距離にあります。しかし、年配の方が避難するには狭隘で急峻な、また、朽ちかけた小道が多く危険との声があり、にかほ市になってから避難場所から外されたものと思われまます。しかし、先般の3.11の大震災以後、安全に避難しやすいように整備して、旧金浦町のように避難場所に追加してほしいとの声が上がっております。

また、鳥海山や赤石浜海水浴場、金浦湖、勢至公園等を望める風光明媚な山であります。日常的に草花をめぐる散策の地として、ハーブを植栽し、ハーブ公園としてはどの市民からの提案もあります。日常的には健康促進のため、災害時には避難場所として、ぜひ検討すべき一案と思っておりますがいかがですか、お伺います。

(3)子供や高齢者を含む市民の皆さんの防災意識向上についてお伺いします。自分の身は自分で守ることは当然であります、その上で防災意識向上のためにどんな施策を考えておりますか、お伺いします。

次の質問に移ります。県管理の赤石川について質問いたします。

県管理の赤石川は、豪雨のたびに災害をこうむっております。次の3点についてお伺いします。

- 1、にかほ市になってからの被災箇所、図面つきでお願いします。
- 2、被災の原因は何か、お伺いします。
- 3、どのように対処し、今後の対策はどうするのかお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君） 登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日の一般質問も、よろしく願いをいたします。

それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、防災計画にはどの災害を想定して策定するのかであります。

にかほ市で想定される災害のすべてにおいて策定されることとなりますが、現在の地域防災計画には原発事故による災害については想定をしておりません。福島第一原発の事故により、広範囲にわたり放射能汚染が広がる可能性が浮き彫りになりましたが、日本海側で当市に一番近いところでは新潟県の柏崎刈羽原発でございます。にかほ市までの距離は約230キロメートルほどとなっております。原発事故があったときには、風により空間放射線、海水汚染などの影響がないとは言えませんので、原発事故に対する対策も地域防災計画の見直しに加えていきたいと思っております。

また、鳥海山の火山災害については、現在の地域防災計画に掲載しておりますけれども、鳥海山は火山災害の直接的な影響を受ける重要性の高い全国29の火山に指定されており、火山噴火、緊急減災対策、砂防計画を策定する必要がございます。

秋田県では既に秋田駒ヶ岳が計画を策定済みでございますが、鳥海山の火山噴火、緊急減災対策、砂防計画策定の第1回検討委員会が去る12月の6日ににかほ市を会場として行われております。今後、数回の検討委員会を経て、平成24年度中には計画をまとめる予定となっております。検討委員会のメンバーは、学識経験者、専門機関、行政機関で構成されておまして、私も委員の一人となっております。

また、平成18年に配布しました鳥海山火山防災マップについては、今申し上げました検討委員会の結果を踏まえて見直しをして、見直し後には全世帯に配布したいと思っております。

次に、避難場所に中央公園を追加することについてでございます。中央公園については、去る11月29日開催の津波避難地図見直しのワークショップの中で周辺町内会から避難場所の指定、整備、避難路の整備などの要望が出されております。標高は、一番高いところで30.6メートルありますので、津波避難場所として指定する方向で調査してまいりますが、整備するに当たっては土地の所有者が多数おりますので、同意を得た上で整備を進めてまいりたいと思っております。

また、避難場所として指定した後の利用方法ですが、公園として活用することもよいことだと思います。平常時は公園として、また、災害時には避難場所として利用していくためには、草刈りなどの維持管理が必要となってまいりますので、周辺住民の皆さんからも維持管理について御協力をいただくことなどを踏まえながら整備をしてまいりたいと思っております。

次に、子供や高齢者を含む防災意識の向上についてでございます。東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が高まっていることは間違いありませんが、先般、金浦中学校の新聞部の生徒が東日本大震災に対して、市の災害対策本部がどのように対応したかなどを市役所に取材に来て、学校祭の新聞に掲載をしております。こうした取り組みは、生徒たちの災害に対する意識の向上などにもつながっているものと思っております。また、金浦小学校の6年生は、市内に設置された避難場所の看板に表示されている標高をもとに、金浦地域の標高を調べて学習発表会で発表しております。また、室沢自治会の集落サロンや小国自治会での各種災害に対する出前講座を要請されまして実施しておりますが、引き続き各自治会等に要請をしながら、あるいは教育委員会や学校等と連携して、出前講座などを通して子供や高齢者の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

他の質問については、担当の部課長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私のほうから赤石川についてお答えいたします。

赤石川については、象潟町長岡地内を起点とする延長8,450メートルの県管理の二級河川であります。平成17年度以降の降雨による被災箇所でありますけれども、川の機能が損なわれる河川施設の災害といたしましては、今年6月23日から24日にかけての豪雨により、金浦地区最終処分場付近——配付してあります資料の赤丸で囲っている部分ですけれども、この箇所の積みブロック護岸が被災しております。同時に農業用水路も被災したため、直ちに応急工事により用水については確保していただいております。また、本復旧については、今年度事業として災害復旧事業といたしまして実施することとなっております。

その他の災害につきましては、平成19年8月、平成22年8月、今年6月に河川のはんらんによ

る越水によりまして —— お配りしている資料の黄色い丸印の箇所について道路の冠水による通行どめ、あるいは農地への冠水により農作物の被害が発生しております。

これらの原因といたしましては、はんらんによる土砂が川に堆積したこと、また、河川内に雑木が繁茂しているなどして、河川の断面が不足したことによるもので、これらの対応といたしまして平成 22 年度より大飯郷地区については河川改良事業により河川の拡幅改良事業を進めているほか、赤石地内での伐木も行っております。また、大竹地内の浦田橋の上下流約 1 キロメートルにつきましては、平成 23 年度事業として河川の州ざらい、伐木を行う予定となっております。

今後も河川状況の把握に努めまして、州ざらい、あるいは伐木による断面確保、また、河川改良事業についても県のほうに要望してまいりたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、次に防災関係の 1 番でございますが、防災計画策定並びに津波避難地図の作製についてということで、その進捗状況についてでございます。

中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした、地震、津波対策に関する専門調査会の報告が 9 月 28 日に出されまして、津波被害の軽減対策、今後の減災対策などについてまとめられております。この報告を受けまして、国の防災基本計画が見直されていくこととなります。

また、秋田県の地域防災計画の見直しも行われますので、上位計画に準じて、原発事故に対する対策なども含めまして、すべての災害に対応できるようににかほ市の地域防災計画も見直しを行ってまいります。現在ところは、秋田県が行っている地震被害想定調査の検討委員会の結果が出るまで 1 年ぐらいかかる見込みとも言われておりまして、資料収集を現在行っているところでございます。

津波避難地図の作製につきましては、11 月 28・29 日の二日間にわたりまして見直しに係るワークショップを開催しております。この二日間の自治会、あるいは自主防災会から寄せられました要望等も踏まえまして、それらを反映した上で平成 23 年度内にこの津波避難地図を印刷して配布する予定といたしております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 4 番佐々木弘志議員。

●4 番（佐々木弘志君） それでは、再質問いたします。

まちづくりは崇高な理想のもと、理念を高く掲げ、戦略・戦術、具体策を推進していくものと考えられます。そうしたまちづくりの中で、後で想定外といいわけしないように、悪いように悪いように対策を立てるのが防災の基本と、ある知識人が述べております。これもまた自然豊かで住みよいまち、安心・安全のまちづくりを目指すにかほ市にとっては、プラス志向であると考えますが、この考え方についてお伺いします。

先ほどの答弁にもありましたとおり、一般質問提出後の 12 月 9 日の魁新報に「津波避難地図作成の件でワークショップが開催された」という記事が掲載されております。先ほど幾分か説明がありましたけれども、どのような意見があったのか、また、その件についてどのように対処するのか、現時点で対処できる範囲内でお伺いいたします。

それから、先ほどは中央公園を中心として避難場所という形で申し上げましたけれども、ほかに

も金浦元町地区には小高い山がございます。勢至山で大体 57.4 メーター、神社が 30 メーターから 38.2 メーター、入谷地、前の処分場あったところでありますけれども、これが 44 メーター、鳥長根が約 38 メーター、そういう小高い山もがございます。これからまたワークショップあると思いますが、採用する採用しないは別として検討する気があるかどうかお伺いいたします。

それから、赤石川の件について移りますけれども、先日の飯尾議員の答弁の中にもありました。また、今日の説明の中にもありましたけれども、州ざらい、大体漢字を見れば分かるわけですが、それから伐木、どんな作業内容であるのか、それをちょっと平たく説明お願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 今朝の新聞報道でもありましたが、国土交通省の津波対策指針案ということで、最悪の条件で浸水予測を想定するのが原則だということでもうたわれておりますので、最悪の事態を想定してプラスに転ずるということで、そういう考え方で行ってまいりたいと思います。

それから、ワークショップの関係につきましては、後で総務課長からお答えさせていただきます。

それから、中央公園のほかにも小高い山が幾つかあるようがございますが、いずれにいたしましても地域の皆さんが避難場所として安全に避難できる場所であるとするならば、これから検討したいと思いますので、地域の皆様方と御協議をしていきたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務課長。

●総務部総務課長（阿部均君） それでは、ワークショップの際の意見、どのような意見が出たか、また、その対処方法についてお答えいたします。

まず、ワークショップにつきましては、市長も御説明しておりますけれども、3 地区、大勢の皆さんから集まってお聞きいただきまして開催いたしました。意見の内容といたしましては、多くはやはりその津波避難場所への通路の整備、それから街灯と、それから手すり等、老人のための手すり等、それからやはりそのスロープを緩くしてくださいとか、そういう意見が大変出ております。

対処方法といたしましては、今後それらについて、先ほど市長も述べましたけれども、個人有地等たくさんあります。それらを検討いたしまして、当初予算等にできるものから計上してまいりたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 州ざらい、伐木ですけども、州ざらいとは河川の中洲等ができていますと、そういう箇所は撤去であります。重機での撤去となります。それから、伐木についてですけども、護岸が整備されていない箇所については、川の両サイドに雑木が生えていると。これについて、あるいはその川の中にも雑木が生えている箇所もございますので、これらについては伐採し、撤去するものがございます。

●議長（佐藤文昭君） 4 番佐々木弘志議員。今回、これで 3 回目の質問になりますので、お願いします。

●4 番（佐々木弘志君） 分かっております。

先ほど来、いろんな答弁、前向きな答弁、ありがとうございました。

一つ、産業建設部長にお尋ねしますが、またお願いにもなるとは思いますが、まず、平時における赤石川での——説明によりますと州ざらいや伐木というものは、その作業方法、あるいはコスト面から見れば、それほど困難なものではないと考えられます。同一箇所での繰り返しの溢水なども聞かれますので、どうかそういうことのないように、県に対しまして強く要望していただけること、約束できますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 先ほど答弁いたしましたけれども、川の機能としての被災というのは、最終処分場の下の護岸の決壊でありました。ただ、合併以後も各箇所で見られると、そういう状況につきましては、この州ざらい、伐木の平時の管理に加えて、河川改良についても要望して、農地管理の観点から要望してまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） これで4番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

次に、2番鈴木敏男議員の一般質問を許します。2番鈴木敏男議員。

【2番（鈴木敏男君）登壇】

●2番（鈴木敏男君） おはようございます。ただいま議長からお許しがございましたので、通告書に従って4項目について質問をさせていただきます。

なお、一部にほかの同僚議員と重複するものがございましたが、御寛容のほど、お願い申し上げます。

始めに、震災のがれきの受け入れについて質問をいたします。

東日大震災が発生し、早いもので9ヵ月を経過いたしました。この11月末には約12兆円に上る国の第三次補正が成立し、震災の復興が加速度的に進むことを願っているものの、復興を阻害している要因のがれき処理のおくれが懸念されております。この量は岩手県で476万トン、宮城県で1,569万トンなど、それぞれの県で発生する一般廃棄物の11年から、もう20年にもわたる量だというふうに言われております。処理に当たりますと、東京都がいち早く受け入れを表明し、宮城県の女川町のがれきが既に運ばれて、140トンが試験焼却されているようであります。本県には岩手県のがれき13万トンの処理要請がありますが、放射性物質の不安から受け入れ拒否の陳情が出たり、一方では早く受け入れを決断すべしというふうな意見も出ている状況でございます。

ところが、それまで慎重であった本県知事は、安全面の条件を整えば、その要請にこたえたいというふうに表明をされておりましたけれども、この八日には安全が確認されたということで、岩手県との協議に入るといふふうに報道されております。この件につきましては、きのうの答弁にもございましたけれども、いま一度市長の見解をお伺いするものでございます。

一つは、市町村での受け入れについて、どのような考えなのかお伺いします。

次に、秋田県からの受け入れ要請があった場合、今日の新聞を見ますと、一両日にも要請があるようでございますが、当市ではどのような対応をされるのかお伺いをいたします。また、仮に受け入れるとした場合、何か条件があるということであるとすれば、そこら辺もお尋ねいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

がれきの受け入れにつきましては、さきに質問された飯尾議員の答弁と重複しますが、まず、同じ東北人として、東北の自治体として、そうした復興・復旧の妨げとなるがれきの受け入れ、これは私自身としてもしたいと思っております。しかしながら、御承知のようににかほ市の焼却施設は老朽化しておりますし、建設して30年が経過しています。ですから、この受け入れによって通常の市から発生するごみと、プラスその被災地からのがれきの処理ができるのかどうかは、専門家の形の中で、また検討してもらわなければなりません。そういう課題が一つあります。

それから、当然ながら被災地からダンプに積み込んで持ってこられた場合には、小さいものから大きいものから、もういろいろあります。ですから、うちのほうにはそうした破碎設備もありませんし、また、それをいろんな形で分類するスペースも、別の場所を確保しなければ今のところないわけです。そのほかにも当然ながらそのまま炉に突っ込むことができませんので、洗浄をして塩を落としたり、あるいは泥を落としたりしなければなりません。ですからそういう設備もありません。それから、最終的に放射性物質ということもありますけれども、我が市の最終処分場も決して大きいものではありません。そうした課題がございます。そうした課題を全県規模、あるいは県を越えた形でそういうものが解決できるようなことになればですね、それはきのうも飯尾議員のほうにお答えしておりますけれども、議員の皆さんと相談しながら、その方向性の決まった段階、受け入れるよというふうな形になったとすれば、当然市民の皆さんによく説明をして、理解を得なければ、これは当然受け入れできませんので、そうした段階を踏んでいかなければならないのではないかなと、そのように考えております。

補足的なことについては、担当の部課長等がお答えします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 補足的にまず御説明いたしますけれども、にかほ市の焼却施設につきましては、市長が今お話したとおりでございますが、破碎機で前処理を行わなければならない、焼却できない施設となっております、また、その使用が木質ごみについて対応できないものとなっております。

また、放射性物質を含む廃棄物の焼却処理における排ガスの安全性についての見解ですが、十分な能力を有する排ガス処理装置としてのバグフィルタ及び排ガス吸着棟を有している施設では焼却可能としていますが、30年間にわたり当市で使用している清掃センターの排ガス処理設備である電気集塵機について、除去効果の検証や周辺に金浦小・中学校がある現状では、安全性の確保のためにも慎重な判断が必要であると考えております。

また、埋め立て処分につきましては、3ヵ所の処分場がありますが、象潟最終処分場は安定型処分場でありまして、安定5品目以外の埋め立て処分はできない施設となっております。

金浦及び仁賀保最終処分場においては、管理型処分場となっております、現在のままの推移でいって、今後14年ほどの使用年数と考えております。しかしながら、埋め立て可能年数については見込みでありまして、今後の投入量の変化も考えられますので、埋め立て期間から見る処分場の余裕は、ないと考えているところでございます。こうした状況に、さらに震災がれきを受け入れする

ことによって、大幅に埋め立て期間が短縮になり、新処分場の建設を検討しなければならないこととなってしまいます。さらに、震災のがれきの受け入れにつきましては、市民の方々の十分な理解が必要と考えておりますので、現状では困難であるという回答にならざるを得ないと思っております。

けさの新聞等の報道によりますと、先ほどの鈴木議員の質問にもございましたけれども、再度の意向調査に係る文書を昨日付で送付したということになっているようでございますが、まだ、今日届くものと思われま。内容を見ていないので詳細は分かりませんが、いずれこれまでの情報によりますと、岩手県の沿岸北部の洋野町、久慈市、野田村、普代村の4市町村の受け入れを県は表明しているわけでございます。国の資料を見ますと、4市町村の瓦礫の推計量は27万トンとなっておりますが、そのうち秋田県が要請を受けているのは13万トンということです。佐竹知事は運搬過程での国のガイドラインでクリアランスレベルとして1キログラム当たり100ベクレル以下であれば問題がないと。埋め立てについても1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば安全に埋め立て処理が可能であると。もし基準を超えた場合においては、搬出地に返送するとの見解を出しているところでございますが、しかしながら、にかほ市における施設能力の現状から焼却できない状況でございますので、受け入れは困難ということの回答にならざるを得ないのかなと思えます。

また、3点目の、もし受け入れしなければならないとした場合の条件についてでございますが、これにつきましては、安全性の担保と市民の方々の理解が必要な条件だと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 2番鈴木敏電議員。

●2番（鈴木敏男君） ただいまの答弁で分かった部分もございますが、再質問させていただきます。

当市では震災直後から人的な、あるいは物的に被災地を支援し、あるいは被災者の受け入れも行っておりま。きのうも、今後もその点では引き続いて、その支援を惜しまないというふうな回答もされております。ただしかし、先ほどから話してございますけれども、復興の支援は、実はこのがれき処理がその進まない、その復興が始まらないというふうに言われているわけです。ただ、東京の場合を見ますと、受け入れた直後にいろんな苦情があったというふうなことも報道されておりましたので、受け入れるに当たっては、やはり慎重であってほしいというふうには思いますけれども、今、答弁をお聞きしますと、その物質もこれは当然放射性の物質ですから、市民の理解を得た上でということになるんでしょうけれども、ものを受け入れるというよりも、受け入れるその体制が整っていない、つまり施設が老朽化している、あるいは材木に当たっては破碎する機械がない、あるいは塩分を取り除く洗浄機械もない、それから焼却後のその灰の処分する場所もないというふうにお話ございましたけれども、私、現地のほうに行ってそのがれきを見たわけではありませんけれども、しからばここで処理できるようなそういうがれきが果たしてないのかどうか、そういうことも確認する意味でも、ほかの町のほうでは職員を派遣して、そのがれきの状況などを確認しているようですが、当市の場合はそのようなことを考えておられないのかどうかお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 確かに受け入れにつきましては市長も申し上げているとおり、受け入れたいということではあるんですが、なかなかやはり環境がそれに対応できないというのが現状でございます。

また、12月6日付けで環境省が災害廃棄物の広域処理というものをちょっと資料を出しておりますが、岩手県の状況を見ましてもがれきの災害廃棄物は約476万トンで、通常1年で排出される一般廃棄物量にして約11年分になっていると。また、宮城県については1,569万トンで、約19年分になると。被災地で仮設焼却施設等を設けて処理を実施しているわけですが、なおその処理能力が不足していると。そういうことで広域処理が必要ということなわけでございます。岩手県でも、できれば平成24年3月までに廃棄物を撤去して、平成26年3月末までには処理を終えたいということございまして、岩手県の場合は柱材、角材の占める量が多いという状況のようでございます。木質系のごみにつきましては、同焼却施設では対応できないということでございます。

それで、どういったものが受け入れるのかどうか、まだ本市としても現地も見えていないので判断はできないわけでございます。今週末あたりに秋田県が、その4市町村のほうを視察する。それに希望する市町村、あるいは一部事務組合に、一緒に同行できればというような報道もありましたけれども、まだ今日、その通知が届いているのかどうかちょっと確認できておりませんが、受け入れをするしない別として、職員を派遣して状況を確認するということは必要なのではないかなと考えております。これが、職員を派遣して、そういう状況を視察することが受け入れだというふうに思われては困るわけでございますけれども、まず、状況は確認したいなというふうに考えております。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） 今話ありましたように、受け入れる、受け入れない、この問題については市民が非常に興味を持っている問題だと思いますので、どうかひとつ慎重なる考えのもとで県のほうへの回答もお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。次は、ドクターヘリ配備に伴う救急搬送体制についてお伺いをいたします。

秋田県では1月から「空飛ぶ救急車」として、いわゆるドクターヘリの運航が始まります。それに向けての各地で合同訓練が始まっているようでございます。本市では、この運航にあわせて緊急離着場の整備も進んでおり、ドクターヘリの導入によつての救命率の向上などに大きな期待が高まっております。特に脳疾患障害での死亡率の高い地域、さらには救急受け入れ病院まで距離のある地域にとっては期待が一段と高いことは申し上げるまでもありません。このドクターヘリの配備によつて本市の救急搬送体制が大きく変わるものと思われまふ。そこで、以下の事項についてお伺いをいたします。

一つ、このドクターヘリの導入によつて救急患者の搬送基準はどのようになるのでしょうか。また、病院までの搬送時間がどのくらいになるのかもあわせてお伺いをいたします。

二つに、このドクターヘリと救急車のいわゆるランデブーポイント、つまり平成23年1月の臨時議会では、消防本部前の外5ヵ所の地点の説明がございましたけれども、その整備といたしまふか状況、どのようになっているのかお伺いをいたします。またあわせまして、この地点にどのよ

うな安全対策が講じられているのか、この辺もお伺いをいたします。

そして三つに、来月からの運航に対して、当市では訓練が行われたのかどうかをお尋ねいたします。行われたとすれば、その結果はどのようなものだったのかも伺いをいたします。さらに、問題点がなかったのかどうか、そこも含めてお尋ねをいたします。もしまだ行われていないということであるとすれば、今後の計画をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） ドクターヘリの配備に伴う緊急搬送体制については、消防長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（阿曾時秀君） ドクターヘリに関しましては、基地病院を秋田赤十字病院として、平成24年1月運航開始を目指して、現在、ドクターヘリ側と各消防本部、搬送先病院による運航訓練が行われているところです。

御質問1点目の搬送手順、病院までの搬送時間についてですが、搬送手順につきましては地元の病院からの要請と、救急現場からの要請の場合の二つがあります。

一つ目の病院側からの要請につきましては、主治医が処置困難で緊急性があり、専門的な治療を行わなければ生命に影響を及ぼす、あるいは後遺症が残る可能性があるかと判断した場合に要請することとなります。この場合、要請病院側から消防本部に通報し、消防本部でドクターヘリを要請することとなります。また、要請を受けた消防側では、救急車を出動させ、要請病院から患者さんをランデブーポイントまで搬送し、ドクターヘリに引き継ぐこととなります。

次に、二つ目の救急現場からの要請につきましては、現場の救急救命士が傷病者の状態が生命に危険を及ぼす緊急性がある、あるいは早期に専門的治療を行わないと大きな後遺症が残ると判断した場合にドクターヘリを要請することとなっております。

また、病院までの搬送時間につきましては、搬送先病院によって異なりますが、10キロメートル当たり3分ほどと考え、例えば消防本部前から由利組合病院までのフライト時間は約7分程度と考えられます。

2点目のランデブーポイントの安全対策であります、ドクターヘリ要請と同時に消防隊がランデブーポイントに出動しまして、着陸地点周辺に人がいるかどうか、いる場合には一時的に避難していただきます。また、飛散物等がある場合に撤去するか固定をして着陸に支障のないようにいたします。もし周囲に民家がある場合には広報をいたしまして、洗濯物の一時撤去、窓を閉めてもらうなど、現場及び周囲の安全を確認し、ヘリ側に連絡して到着を待つこととなります。

3点目の運航訓練についてですけれども、先週金曜日、12月9日に消防本部前ヘリポートにおいて行われました。西から風が吹く寒い日でありましたけれども、ヘリ要請の通報訓練、気象や視界状況の無線交信などを行いました。要請後、消防本部到着は通常であれば15分のところ、当日は途中、由利本荘市付近の視界不良とのことで迂回して飛行したとのことで、9時の訓練開始から22分で消防本部に到着しております。その後、患者は救急隊からドクターに引き継がれ、初期治療を開始、ドクターが救急車内で処置を行い、ヘリへの乗せ替えを行い、離着陸訓練を行ったものです。

特に問題はありませんでした。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） 今の答弁で、ちょっと分かったような分からない部分ちょっとあるんですが、この搬送手順、この辺をもうちょっとイメージ的に教えていただきたいのです。

それからもう一つは、先ほど言いましたけども1月の臨時議会で、このランデブーポイントというのは5ヵ所ということで、これは申請するというようなことで回答がございましたけれども、その後、変更がなかったのかどうか、その場所というのはどういうところなのか、もう一度お尋ねいたします。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（阿曾時秀君） ランデブーポイントの場所としては、にかほ市として申請しておりますのは、にかほ市消防本部前、象潟地区では小砂川分校跡地、あと象潟中学校の跡地です。山のほうでは、鉾立の駐車場も指定しております。あと、金浦地区は消防本部前と言いました。あと仁賀保地区では——仁賀保グリーンフィールドと釜ヶ台水芭蕉公園であります。いずれもドクターヘリが来たときに砂ぼこりが立たないようにするべく選定したところであります。

あと、搬送のイメージとしては、119番通報が消防本部に来ますと、その内容から緊急性がある、またはドクターが緊急に必要であるという場合に、そういう状況に当てはまる場合に要請する手はずとなっております。消防本部に通報があった時点でその状況が判断できるようであれば、その時点からドクターヘリを要請することになります。秋田赤十字病院側としましては、その状況がまずはっきり分からない場合でも要請してほしいというふうに言われております。要請後、ドクターヘリは5分くらいで飛び立ちまして、それぞれの地区に出動する手はずとなっております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） 大体のこういうイメージはわいてはきましたけれども、これで3回目だと思しますので、まとめてお尋ねしますが、今の話ではドクターヘリを要請するのは119番通報を受けた時点で分かるものは要請するというふうな話でございました。そうすれば、それ以外の場合、例えば救急車が到着して、そしてこれはやはりドクターヘリを頼んだほうが良いというふうな場合もあると思いますが、その場合のその判断というのは、あくまでもこれは救急隊員の仕事というふうなことになるのでしょうか。

それから、例えば同じ時間帯で県北のほうから要請があったり、あるいは県南から要請があったり、あるいはどこかから要請があったりした場合、その場合どういうふうなことになるのか、その辺も含めてお尋ねをいたします。

それから、ランデブーポイントですが、1月の議会では一つには中嶋台が確かあったはずであります。これが変わったようではありますが、この辺の変更なきこの理由をお聞かせください。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 先ほどランデブーポイントの地点を言ったときに中嶋台のところを言い忘れてしまいました。すいませんでした。そこも含まれております。

それから、同じ時間帯に要請あった場合ですけれども、やはりドクターヘリは1台しかありませんので、先に要請したほうのところに行くことになるかと思えます。

要請の細かい基準としましては、やはり現場に出動した救急救命士が傷病者の状況を見まして、原則的にはバイタルサインに明らかな異常がある場合、意識障害、呼吸状態の不良とか血圧低下等があるとか、そういう場合に救急救命士が判断して要請することとなります。その例としては、細かくさまざまありますけれども、重症外傷、溺水、窒息、急性中毒、アナフィラキシーショック、潜水病、体温異常病態、熱中症、心肺停止などであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） それでは、この問題を最後にお尋ねしますが、にかほ市消防本部の救急の業務規定では、第17条に救急活動として速やかに適応医療機関に搬送するというふうなことでありますが、この場合、ドクターヘリで運ぶ場合ですね、このドクターヘリまでがこの救急業務になるのか、あるいはドクターヘリに救急隊の隊員も乗って病院まで行くのかどうか、その辺もお尋ねします。

それから最後に、今までのあれからすると、救急車が来て、どこの病院に行くんですというようなことを聞く場合あったと思うんです。つまり、選定を聞かれたことがあったと思うんですが、このドクターヘリになりますと、そういうことが可能なかどうか、あるいは家族の搭乗もできるのかどうか、その辺最後にお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（阿曾時秀君） 救急隊が出動しまして、ドクターヘリに引き継ぐまでが救急業務となります。あと、ドクターヘリに患者が乗りますと、そこから治療が始まるということになります。

先日の訓練したドクターヘリはちょっと小さくて、看護師2名、パイロットと助手が2名で4名、患者を乗せると、あとそのほかに乗せるスペースはございませんでした。付き添いが乗るということではできませんでした。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 病院の指定について。

●消防長（阿曾時秀君） すいません。搬送先の選定については、あと引き継いだ医師が決めることとなります。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。3番目の質問は、緊急雇用の創出臨時対策事業の検証と今後の対策ということでお尋ねをいたします。

失業者を対象に、次の雇用までの繋ぎ雇用、あるいは就業機会を提供し、また、再就職に必要な知識や技術を習得させる事業として実施されていますこの本事業でございますが、今年度最終年度を迎えております。その状況については、さきの定例会で市長からの説明、報告もございました。こうした矢先にTDKの経営合理化の一環として社員の削減、あるいは生産拠点の統廃合が示され、今後の雇用維持への懸念が広がっております。きのうはその件で、いささか状況を聞きましたけれども、社員には多分影響がないだろうなということなんです、下請け等の会社にしわ寄せが生じないか不安であります。ついては、次のことをお尋ねいたします。

失業された方の本事業を経たからの雇用動向はいかがでしたでしょうか。また、お分かりでしたら昨今の当地域の失業率がどのくらいなのか、あわせて伺いをいたします。

それから、本事業の雇用は原則 6 ヶ月以内ということになっております。ただし、1 回限りの更新は可ということで最長 1 年というふうになっておりますが、更新しない方と、あるいは更新して 1 年雇用された方と、その後の再雇用についてその違いはあったのかどうかお尋ねをいたします。

それから、今後の雇用維持が懸念される中でございますが、本事業が終わります。今後の対策等について伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 御質問の緊急雇用創出臨時対策事業の検証と今後の対策等については、担当の部課長等がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 私のほうからお答えいたします。

まず最初に、質問事項にあります再就職に必要な知識や技術を習得させる事業というのは、この緊急雇用臨時対策事業ではございません。ふるさと雇用のほうの分野になりますので、私からは緊急雇用のほうの答弁とさせていただきます。

この事業により雇用された失業者のその後の雇用動向であります。この事業がスタートいたしました平成 20 年度の末から平成 22 年度までの間で雇用された失業者数は、実数で 302 人になります。そのうち他の民間企業への就職が決まり途中退職した方が 40 名、雇用期間満了後に民間企業に決まった方が 20 名、事業の委託先において引き続き雇用された方が 12 名で、当事業を踏み台にして再雇用を果たした方は全部で 80 名という状況であります。ただ、再就職をなし得ていない 200 名余りのうち、雇用期間がまだ 1 年に達していないという方については、本年度の緊急雇用事業で雇用されることができませんけども、その人数については 12 月 1 日現在で 157 名となっております。

次に、失業率でございますが、今年ですね、平成 23 年からハローワークの本荘管内一本ということで由利本荘、あるいはにかほ地区、それぞれの人数が把握できないような統計になっておりますけども、その本荘管内における離職者の状況を申し上げます。昨年 12 月から本年 10 月まで毎月 300 人前後で失業者の離職者の状況が推移しておりまして、前年比ではすべての月において前年を下回っている状況にあります。離職の理由については、自己都合による離職が事業主都合による離職を上回っており、事業主都合による離職者数は前年に比較して大きく減少している状況にあります。失業率は、これからすると大きな変化はなく、改善傾向にあるものと判断されます。

それから、2 番目の半年雇用と 1 年雇用の違いでございます。当事業では、当初一時避難的な就業の場の創出を目的とし、雇用期間が原則 6 ヶ月と短期であったものが 1 回限りに更新ができて、その条件が緩和されたもので、当該事業が失業者の技術習得などを目的としたものでないことから、雇用期間の長短で差異が生じるものではないと考えております。

それから 3 番目の今後の対策についての御質問であります。緊急雇用創出臨時対策事業の設立の趣旨は前にも説明したとおり、世界同時不況による職を失った方の一時的施策として就業を確保

することを目的としたものであります。このことからいたしますと、2年余り経過し、事業の目的も達せられた現在、永続的な類の事業でない当該事業の廃止については、いた仕方がないものと考えております。ただ、地域的なニーズが高いなどの重点分野の雇用創出事業の13事業ありますけども、これについては次年度以降も実施される見通しであります。これによりまして35人が雇用される計画になっております。

また、これに漏れる現在の雇用については、介護関連など求人が活発で地域のニーズが高い業種では、当事業においても再就職に有利に働いておりますので、現在、緊急雇用で雇用されている方々の再就職に向け、ハローワークによる異業種転換のための説明会なども開催いたしたいと検討しているところでございます。

それから、12月の6日の新聞にふるさと雇用については平成24年度以降についても県単事業で実施したいというような記事がありましたけども、詳細説明についてはまだ実施されておられませんので、中身についてはまだお答えするようなことができません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） 残り時間少なくなりましたので、4項目目の質問をさせていただきます。

これは仮称でございますが、にかほ市地域振興交付金制度の創設についてお伺いをいたします。

当にかほ市では、地域の活性化、あるいは連帯の強化をねらって新たな事業としてにかほ市地域振興資金交付金制度が検討されているようでございます。この事業で地域が活性化し、元気な地域、また、にかほ市なる踏み石になってくれればよいなというふうに思うわけでございますが、まずは本事業の立案に至った経緯、それから事業の概要等をお伺いいたします。

それから、きのうも一部話が出ましたけれども、今度秋田県で行われます県市町村未来づくり協働プログラム、この関連があるのかどうかあわせてお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それでは、地域活性化振興交付金制度、これは仮称でございますけれども、その創設についてでございます。

始めに、この制度の提案に至った経緯でございます。制度の創設の趣旨としては、急速に進む人口減少や少子・高齢化、そして厳しい経済雇用情勢など、地域社会を取り巻く環境が一段と厳しくなっていることは御承知のとおりでございます。こうした状況の中で、各集落や自治会において人的にも財政的にもさまざまな取り組みにおいて大変苦慮されているものと思っております。3月11日の大震災で当市では大きな被害がなかったわけではありますが、災害時においては地域力が減災に大きく貢献することを改めてあの災害から教訓として感じ取られたところでございます。

また、少子・高齢化が一層進展する状況下で、安心して暮らすことのできる地域社会を形成していくためには、集落などの枠を超えたきずなを強化したコミュニティ形成、これも大事ではないかなというふうに思うわけであります。そうした取り組みに集落、あるいは個々の自治会を越えた取り組みに対して、市としても財政的な支援を行いたいというのがこの制度の趣旨でございます。

また、平成17年の合併から市民の連帯の強化と地域振興を図る目的で、合併特例債を活用して6年間で18億円を積み立てる地域振興基金条例を設置いたしました。これが今年度で18億円の積

み立てが完了します。条例では、この基金の果実運用により地域振興を図るとしてありますので、こうした基金を活用した取り組みを検討しているところでございます。ただ、今 18 億円あったにしても、金利が極端に低いので 100 万円にもなりません。ですが、やはりこういう形で地域を、それぞれの集落や自治会を越えた取り組みをするんだとすれば、やはり償還した分はその基金を崩して使うことができますので、もしそういう形が市全体の中でやりましょうという形になれば、その基金を崩しながら地域振興に取り組みたいというふうに考えているところでございます。

この事業の大まかな概要でございますが、今、自治会長連絡協議会の代表で構成されている協議会で今議論されておりますけれども、概要としては、地域住民の創意と工夫により地域の課題解決やコミュニティーの増進、あるいは強化、それから整備などに主体的に取り組む地域活動を支援するという形のものでございまして、具体的には小学校単位に釜ヶ台地区を含めて 8 地区という形で考えておりますけれども、ただ、市街地については相当、象潟も金浦も仁賀保も市街地は大きいことから、やはり市街地全体でそれをやるというには難しい点もありますので、この協議会の中でそうしたことも踏まえて議論していただいて、その八つに割るという考え方は固定はしておりません。そしてそのそれぞれの中に地域協議会的なものをつくってもらって、それぞれの取り組みする事業をまとめていただいて、それに対して市としては財政的な支援を行いたい。ただ、人件費とか飲食費については、これは対象としないというふうな考え方をしておりますけれども、これはハード、あるいはソフト、いずれの事業も対象にしたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、自治会長等連絡協議会のメンバー 12 人に地域性を考慮してプラス 3 名、計 15 名で協議会を設置して、今、制度への理解と運用の協議を進めているところでございます。決められたものではありませんけれども、こちらのほうで要綱案なども示して、話し合いを進めておりますが、あくまでもこれはたたき台であって、それぞれの委員が地域に持ち帰っているいろいろな市民の声を吸い上げながら、また再度協議を開始するという形ですので、平成 24 年度からすぐに取り組みという形にはならないかもしれませんが、まずこうした話し合いを進めて、この制度として市民の皆さんが歓迎するのかどうかも含めて、これから協議を進めてまいりたいと思っております。

御質問の県の協働プログラム、これとは何ら関係がございません。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2 番（鈴木敏男君） ただいま説明を承りまして、あらかじめどういうものかということをつかんだわけではございますが、地域住民の声を母体にしながら独自のプランで行えるというふうなこういう制度というのは大変ありがたいことだというふうに思います。

ただ、実際やるとなると、今話ありましたけれども、その地域で協議会をつくると、こういうようなことがあるわけでありまして。その中心になるのは、おのずと自治会長だというふうに思うのですが、自治会長はそうすると、みずからのこの自治会とさらにこの協議会ということで、仕事が大分増えるなというふうに思うわけなんです。したがって、そういうその協議会を組織していくということになれば、アドバイザー的に職員の皆さん方からも加わっていただけないか、その辺ひとつ伺いたいと思います。

それからもう一つですが、やはり資金の使途が柔軟なようでございますけれども、単にお金を出すから何かやれ、あるいはやったということではなくて、やはり先ほどねらいが話されていましたが、この地域をどのように活性化させていくのか、その基本がないとただ渡した、ただもらった、結果何も残らなかったということであれば、どうかなというふうなこういう疑問も持ちます。したがって、これから各地域でいろんなそのアイデアが出るとは思いますが、その中に例えば地域の特産品の開発、あるいは伝統芸能の保存や継承、こういったものまで含めていただきたいというふうに考えますが、市長のお考えをお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどもお話したように、今、協議の段階ではありますが、その地域協議会的なものを構築するにしても、必ず自治会長さんでなければだめだということは、私は固定しなくてもいいと思っています。やはり若い人もいろいろなアイデアを出すような人が地域の代表として集まって、そうした形で協議会的なものを構成するというは、私は大変大切だと思っております。

それから、当然ながら、はいやりました、どうぞあなた方でやってくださいという話はしません。当然職員を補助員的な形のものでは、それは当然配置はしていきます。

それから、結果が残らない事業などということは、当然これはやれない話であって、やはり当然やることによって地域とのきずなが強まったり、あるいはそれぞれ思いやりのある地域形成ができるとか、そうした効果がなければこれはやる意味がありませんので、そうしたことを前提にしてやっていただくこととなります。昔はよく町民運動会とかそれぞれありましたけれども、今一切ありませんですね。ですからそういうことも含めて、やはり地域のきずなを深めていただきたいというふうな思いもあります。

特産品、あるいは伝承芸能、こうしたソフト面、こうしたこともぜひ対象にしていきたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木議員。

●2番（鈴木敏男君） ただいまの交付金、何とかこの交付金を使ってにかほ市が元気になるように願って質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長（佐藤文昭君） これで2番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため、11時30分まで休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番奥山収三議員の一般質問を許します。3番奥山収三議員。

【3番（奥山収三君）登壇】

●3番（奥山収三君） 私のほうからは、項目は一項目につき質問させていただきます。

このごみの減少についてであります、この件に関しては先般私ども総務常任委員会で行政視察に行った折に感じたこと、当にかほ市でも同じように行ったらどうかというようなあれで質問させていただきます。

ちょうど一年前に同じように行政視察に行ったときの感想でもって、税の減免ですか、それに対して一般質問をしたこともありましたが、今回はごみの減量に関して質問させていただきます。

我々は羽咋市のほうに行政視察に行ってきました。羽咋市には、このにかほ市にもあるようにまちづくり出前講座がありまして、羽咋市のほうでは33メニュー、それで当にかほ市のほうは6分野にわたって41メニューほどの項目がございます。それで、その中でも羽咋市の場合は平成22年と平成23年の2年で、ほぼ57回の要請があったということです。私の持っている資料では、当にかほ市では平成21年と平成22年、この2年間で全部で66回、その中でも一番多いのが介護予防についてが2年間で21件、次に高齢者福祉で12件ですか——ほどの要請があったということです。羽咋市のほうでは、逆にごみの減量についてという項目がありまして、その項目に対して平成22年と平成23年、この平成23年の場合は11月1日現在で統計しているみたいですが、30回の要請があったということです。現在、当にかほ市もごみ処理場の問題が取り上げられている折、大変関心を持ち、こちらのほうからも事前に幾つかの質問項目を出しておったわけですが、このごみの減量についてという中に「ぎゅっと一絞り運動」という項目が目にとまりました。その内容というのは、ごみをぎゅっと一絞りするだけで大きな減量ができるということです。それは、大きじ2杯、約30シーシーの水切りを全世帯が実施すると、一日当たり約25万シーシー、これは2リットル入りのペットボトルにして約125本分、また、CO₂に換算すると約100キログラムの削減になるということです。それは羽咋市の場合は11月現在で世帯数が8,377世帯、これをもし当にかほ市に換算した場合には、10月3日現在の私持っている資料ですが、世帯数が9,586世帯、それに30シーシーを掛けますと2リッター入りのペットボトルにして約144本分の削減になるわけです。これも先ほどお話しましたように、ごみ処理場の問題が取り上げられておりますので、当にかほ市でもこれをぜひ採用して、ごみの減量に努めたらどうかという質問です。羽咋市のほうでは、この一、二年の間で、ようやく分別が整ったというようなことも聞いておりましたが、当にかほ市では分別収集は非常に行き届いて整理されているようです。ですが、もう少し市民からのアイデアを得て、ごみ処理に生かせるようにしたらどうかと私は考えております。このにかほ市のガイドブックにも一応書いてはおります。生ごみ等はよく水切りをして出してくださいと、そう書いておりますし、また、にかほ市総合発展計画、この中でもごみの減量化、資源化の促進というそういう項目もございますので、ちょうど時宜を得た問題であると私は考えております。

そこで、この羽咋市のアイデアを生かして、ぎゅっと一絞り運動でごみの減量化に取り組んでみてはいかがでしょうか。それともう一つは、さらにもっとよいアイデアを持っている方も市民の中にはいることと思います。そこで、市民の皆さんからごみの減量についてのアイデアを募集されてはどうでしょうか。この2点につき質問いたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたします。

ごみの減量化についてでございますが、にかほ市に限らず、ごみの減量化は大きな課題となっているところでございます。御提案のように、ぎゅっと一絞り運動などは、市民の皆さんに定着することで大きく減量化につながるものと考えております。これから新しいごみ焼却施設の建設に取り組むこととなりますので、これを契機に、リサイクルの分別のあり方もさらに充実して、あるいはごみの減量化に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。そのためにも市民の皆さんに減量するための啓蒙・啓発活動、あるいは実践する新たな組織、こうしたことも立ち上げが必要ではないかなと思っております。これまで減量化については、婦人会の皆さんが中心となって一生懸命取り組んでいただきました。そういう形で年々ごみの減量化は進んでいるわけではありますが、先ほど申し上げましたように、ぎゅっと一絞り、こうしたことも含めて減量化を進めるための組織の立ち上げ、こうしたことも早急に立ち上げしていきたいものだと思っております。そのためにも、特に婦人会とよく意見交換をしながら、この協議会の立ち上げについて検討してまいりますが、今回の新しいごみ処理施設の建設について、いろいろ地域に説明にあがったわけではありますが、そうした中でも私などは生ごみなどは一切焼却には出しておりません、みんな堆肥化にしていますというふうな御意見もございました。ですから、まずはその減量化に取り組む団体——団体と申しますか組織を立ち上げてですね、行政と一緒にしながらPR活動、啓蒙活動に取り組んでまいりたいと思っております。

補足的なことについては、担当の部課長がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、1点目の御質問でございますけれども、始めに、にかほ市に搬入されるごみの量と、ごみの3成分の分析結果について御報告いたします。平成22年度にかかほ市の清掃センターに搬入されたごみの搬入量は7,167.4トンでございます。ごみの3成分、水分、灰分、可燃分の分析結果ですが、水分は実に4割から5割と大きな割合を占めているところでございます。したがって、奥山議員の言われるとおり、水切りをすることにより、なお一層のごみの減量化につながることは確かであります。

次に、にかほ市におけるごみの減量化の取り組みについて御報告いたします。にかほ市のごみの減量化については、市民の皆様にコンポスト並びに電気生ごみ処理機器、この購入助成を毎年行っているところでございます。また、本年10月には、ごみゼロ秋田が主催しまして、段ボール箱を使って生ごみを堆肥化する生ごみ堆肥づくり講座がスマイルで開催されまして、40人ほどが参加されております。これはリング箱程度の大きさの段ボール箱に、ピートモスともみ殻くん炭、もしくは腐葉土と米ぬかをよく混ぜて、これを床材として生ごみを処理するというものでございます。この段ボール箱、1箱で一日の生ごみ平均500グラムとすると2ヵ月から3ヵ月間使用することができて、終了後は土と混ぜて堆肥として使用するというものでございます。こうした取り組みも有効手段の一つになろうかと思えます。

また、毎年、小・中学生によるごみ減量リサイクルポスターコンクールを実施し、優秀作品等を

文化祭の会場で掲示するなど、ごみ減量に対する意識啓発も行っているところがございます。

議員の皆様が視察されました石川県羽咋市のごみの減量化対策について、私どもも調べてみましたけれども、本市で取り組んでいない目新しい事業といたしましては、生ごみ減量に取り組む市民団体への助成、あるいは生ごみ水切りバケツ購入への助成、そして家庭での不用品を広報に載せてリユース、再利用に取り組んでいるといったことが挙げられるようでございます。このうちですね生ごみ水切りバケツにつきましては、すぐにも減量化につながるものでありますので、金額的にも高価なものではございません。ぜひ購入助成は検討してみたいと考えております。

また、本市では来年の3月にごみの出し方リーフレットというものを全戸配布する予定になっております。そのリーフレットの中に生ごみの出し方について、水切りをして生ごみを出すようにと周知してまいりたいと考えております。他団体で実施しているごみの減量と堆肥化等を参考にしながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のアイデアの募集についてでございますが、これも非常に参考になることと思われま。秋田市でも平成20年度にごみ減量アイデアコンテストというものを実施しているようでございます。これらを見ますと、募集内容はリデュース部門ということでごみの減らす効果的なアイデア、二つ目にはリユース部門ということで、ものを簡単に捨てずに繰り返し使うためのアイデア、あとはリサイクル部門ということで、ごみを資源として活用するためのアイデア、こういったものを3部門に分けて募集して、その募集することによって優秀な作品を表彰しながら広く市民に紹介してごみの減量化に努める、関心を高めるというような状況でございます。こうしたこともごみの減量化につながる一つの方策と考えますので、今後、アイデア募集にもぜひ取り組んでまいりたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 奥山議員。

●3番（奥山収三君） ただいま大変前向きな意見をいただきまして、ありがとうございます。

やはりいくら—— どうでしょうかね、口で言っても、なかなか例えば水切り運動などでもそうですけども、なかなか行き届かない、市民の方々は—— どう言うんでしょう、気持ちでは分かっているけども、数字が出て改めて、ああこんなに違うのかと、ただいまちょっと分析された結果を見ますと、水分が4割から5割というような話もありましたし、相当の半分近くが水分であるというようなことになるわけですので、ぜひこれからリーフレット全戸配布という予定もあるみたいですので、その中にですねぜひ細かな数字、細かなという、例えば今言ったような大きじ2杯分を水切ったらどれくらいになるんだというような目安になるようなものを書いていただければ、非常に市民の方々も分かりやすいんじゃないかと思うんです。ぜひそれも含めてですね、生ごみ水切りバケツですか、それもあわせて、ぜひ前向きに検討していただくように、ひとつこの件に関してはよろしく御検討くださるようお願いいたします。これで質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで3番（奥山収三議員）の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1 時 05 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 大きい項目で三つありますけれども、私は前の議員の質問と違って、小項目についても一問一答方式がいいのではないかとこのように考えておりましたけれども、そういう形でよろしいでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） できればこれまでの従来の方式でひとつお願いして、聞きたいことを一問一答方式でできればお願いしたいと思います。

●12 番（村上次郎君） 議長は議場の整理権がありますから一応従いますけれども、議会基本条例では 3 条に市民が傍聴しやすく分かりやすい議会運営に努めること、こういうふうにありますし、したがって 10 条では一問一答方式を積極的に活用しとあります。ですから、本来であれば、国会であれば予算委員会とかそういう形で一問一答やっていますから、それが私は分かりやすい運営ではないかというふうに思っております。しかし、議長の話も受けながら質問させていただきますけれども、少し入り交じる心配もありますので、その点は適宜判断しながらお願いしたいというふうに思います。

最初の要介護者の障害者認定についての質問です。

今、国民、県民、市民の生活は、困難が増してきている状況、こういうことは皆さんお分かりのとおりです。魁新聞の 12 月 9 日付に「給与総額 13 ヶ月連続減」とあります。そしてこの 13 ヶ月連続が一人当たりの平均でいくと、5 人以上の事業所では 3.4%減って 21 万 5,890 円だと、このような報道があります。また、派遣労働など非正規労働者は、働いていても収入が低く、医療費の支払いが困難だという報道もあります。公務員も人事院勧告等でここ数年、給与や手当が引き下げられてきています。年金を受けている人も年々減額されています。そして高齢者は特に痛みを庶民に押し付けた小泉構造改革のために税の負担が重くなりました。皆さんも多分記憶に新しいことだと思うのですが、例えば老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、所得税、住民税の定率減税の廃止、高齢者の住民税非課税措置の撤廃など、立て続けに増税をかぶせてきたことが、現在もそのまま続いているのです。

先日の市長の市政報告でも市内の経済状況に触れ、製造業の景況調査では「好転」、「やや好転」が 33%、「変わらず」が 28%、「悪化」、「やや悪化」が 39%で、悪化傾向が多くなっています。小売・サービス業では「悪化」、「やや悪化」が 67%、「変わらず」が 33%で、今後の見通しについては 83%が「悪化する」としています。今後の見通しが暗いのは、民主党の野田内閣が自民党路線と同じく社会保障と税の一体改革で打ち出している社会保障など改悪の影響もあると思います。その改革では、年金は支給年齢を先延ばしにするとか、額は減らすとか、保険料は上げる、あるいは医療の面でも外来受診のたびに 100 円程度の定額負担を上乗せ、あるいは 70 歳から 74 歳の窓口負担

を1割から2割にする、医薬品の患者負担を引き上げる、介護でも生活保護でも保育でも改悪だらけで、おまけに消費税を10%に引き上げるという、改悪のオンパレードです。これでは見通しが暗くなる一方です。

また、にかほ市での税金や各種納付金の滞納も生活の困難さをあらわしているのではないのでしょうか。2010年度の市民税の滞納は5,454万円、固定資産税の滞納は1億1,264万円、国保税の滞納は1億9,535万円で、国保加入世帯1世帯当たりの滞納額は何と4万6,927円にもなり、一人当たりになると2万6,772円にもなっており、深刻な状況です。

このような中で、少しでも税の負担軽減ができるようにしたい、私はこれまで要介護者の障害者認定で税の負担軽減につなげたい、こういうことで取り上げてきました。要介護者の方は市から障害者との認定を受ければ所得税と住民税が控除され、税負担の軽減につながる可能性があります。これまで市としても介護度3以上の方に障害者認定を受けるよう、いろいろと手だてをとってきています。きめ細かな取り組みは大変よかったというふうに思っております。2009年度は介護度3以上の人は608人、そのうち93人が障害者認定を受けていました。障害者認定者は介護度3以上の人の15.3%となっています。

そこで質問に入りますが、当初は小刻みにと思っておりましたが、1、2、3、というふうに議長の進言により、ここのところはまとめて質問します。

一つ目は、現在の介護度3以上の人数、そして障害者認定を受けている人はどのようになっているかどうかということです。

二つ目は、介護度が軽くても障害者と認定されてもおかしくない人も——これは1のほうにまとめて書いておりますけれども、介護度が軽くても認定されている、こういう例もあるのではないかと質問です。

その次の質問は、今後どのようにして障害者認定を受けられるようにしていくつもりか、また、介護度3より軽い人への勧めについてはどのように考えているかどうかお尋ねをします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

社会保障関係の改革については、国レベルの問題でございますので、大半の国民が納得できるような改革に取り組んでいただきたいものだなと、そのように考えますが、御質問の要介護者の障害者認定で税の軽減についてでございます。

始めに、障害者認定についてであります。昨年度は要介護3以上の認定者の皆さんに申請に必要な、軽減が必要な書式等を個別に送付して申請をしていただきました。今年度は年明けの1月中旬ごろに要介護2に認定されている方を含めて、申請に必要な書式等を個別に送付いたしますので、該当される方は積極的に申請をしていただきたいと思っております。

このことにつきましては、広報などでも市民の皆さんに周知をしております。

他の質問については、担当部課長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） お答えいたします。現在の要介護3以上の人数と障害者認定を受けている人の数でございますが、平成23年10月末現在の要介護3以上の要介護認定者数は660人となっております。障害者認定を受けている人については、今年3月の確定申告時のデータになりますけれども、181人でした。その時点での要介護3以上の要介護認定者数は602人でありまして、率にすると30%ということになります。

また、これまでの介護保険制度における障害者控除対象者認定につきましては、要介護認定の要介護3から要介護5まで認定された方を対象として規定しているため、要介護3より軽い人で介護保険制度による障害者認定を受けている人は含まれておりません。

しかしながら、要介護3より軽度に認定された場合であっても、身体的な日常生活、自立能力が高いものの認知症等のために生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難さがあり、より介護に手間を要する場合などがございます。このような場合には、介護保険制度による障害者認定できるように、現在、要綱改正に向けて検討しているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 前から見ると大変該当者が増えているということは、これまでの広報、あるいはケアマネージャーを通しての勧め、また、一人一人への通知、こういうことがかなり浸透してきているというふうに思っており、よかったなというふうに思っております。

ところで、この要介護3、4、5の人のうち30%が障害者に認定されているということについては、どのように受けとめているかどうかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） いずれこの障害者の認定につきましては、税の申告をされる方、もしくは納税者本人、もしくは扶養として控除を受ける際に利用されるものでございまして、ひとり暮らしで年金だけで申告する必要もないような方については、この控除の証明書は必要ないものと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 高齢者の中には、確かに通知を受け取っても障害者という認定されるほど悪くはないとか、あるいは認定される必要を感じないとか、そういうふうにとめる方もいるんじゃないかというふうに思います。それが税の軽減につながるということが、かなり当てはまるということになれば、また申請する気持ちも変わってくると思いますので、できれば文字面の通知、あるいは連絡でなくて、例えばこういう状態になれば障害者認定を受けられますよと、それが認定を受けたら税金ではこのぐらい該当する可能性がありますよというふうに、分かりやすい内容、これを今後やっていければいいと思うんですが、最後の質問にも関係するんですが、どのような方向でこれから進めていくかということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 先ほど市長が答弁されましたが、新たに要介護に認定される方まで対象を広げて、個別通知も行っておりますし、広報等でも紹介してまいります。また、その通知に当たっても、そういった内容ですね、紹介内容を工面して、できるだけ多くの人が適用を受け

られるようにしたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 先ほどの市長が要介護2も入れているというので範囲を広げているのは、これも大変いい方向だというふうに思って聞いたんですけども、その市町村の状況とえばいいですか、時間のかかり方にもよると思うのですが、多いところは介護度3より重い人の障害者認定の割合がかなり高く9割以上というところもあるわけです。もちろん簡単に比較するものではありませんけれども、先ほど話しましたように、ある制度を使っていくらかでも市民の負担を軽減するという方向でやっていってほしいと思いますので、今後のきめ細かな対応の仕方、それから、前はケアマネージャーにもこの話をしてもらえらるようとか、あるいは申請書を手渡するというふうに大変丁寧なやり方もして現在にいたっているわけです。ですから、もう少しこの—— がん受診の率を上げるのと比較するものではないわけですけども、この該当者数を上げて、そしてできれば納税についても軽くなるというふうにしてほしいと思いますので、その点について再度この認定者の率を上げるということについてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） もちろん要介護認定2以上の方々に個別に通知はお出しするわけでございますけれども、これまでどおりケアマネージャー、あるいは窓口で相談来られた方など、丁寧に説明して、十分理解をしていただくということに努めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） それでは、大きい1のほうを終わらしまして、次の2の質問に入りたいと思います。

平和市長会議に加盟しているわけですけども、秋田県内で現在平和市長会議に加盟しているのは確か18市町村となっております。率にすると大体78%くらいかなというふうになります。これは世界的な広がりもありまして、加入している国や地域の数が152になっており、そして加盟している都市が5,092になっているというふうに伝えられております。そして、いろいろな形で核兵器廃絶のために、さまざまな活動を行ってきております。にかほ市としても加盟をし、核兵器廃絶の署名等で運動を進めておりますし、また、8月6日、9日、15日には広報にも知らせながらサイレンを鳴らしているということ、これも大変意義のあることで、これまでの進めてきたことには敬意を表しているところであります。さらに今後、次のような取り組みを検討したらどうかというふうに思います。

一つ目は、非核平和宣言都市という看板が仁賀保のグリーンフィールド、サッカーなどでたくさん外部からも訪れる場所に、きれいな、しかも市のマークも入って大変品のある看板が立てられております。これを仁賀保地区だけでなく、例えば象潟庄内側にもう一基ぐらい増やしたらどうかというのが一つ目の質問です。

それから、この前、議会として議会運営について新潟県の新発田市を訪問していろいろ話を聞きました。新発田市の市庁舎は、余り新しくない庁舎でしたけれども、入って間もなく目についたのが非核平和の市宣言の文章をポスター風にして掲示してありました。目ざとく見つけた同僚の議員

からも教えられましたけれども、例えばそういう方法でアピールすることもできるのではないかと。ただ、実際問題としては、あちこちにいろんなポスターや掲示があるものですから、それが目立つように張り出すというのも、ちょっと困難な面もあるかなとは思いますが、一応こういうことも検討してみる必要があるのではないかとこのように思います。

三つ目には、8月6日の広島式典がありますけれども、例えば今、国際交流でアメリカ、それからニュージーランドに生徒を派遣したりしております。ただ、ときにはニュージーランドは訪問できなかつた、いろんな事情があつてできなかつたというようなこともありますし、国際交流と単に同じ立場で見るといふふうにはできないけれども、子供たちを考え方、また、平和に対する思いを育てていくという面から見て、広島式典など、そしてまた周辺の遺跡、あるいは平和記念館などを見る、こういうような研修の派遣も検討してみたらどうかというふうに思います。

また、これまでも少し提案したことありますけれども、夏に限るわけではないわけですが、平和映画会、あるいは直接平和をうたわなくとも、それに類似するような映画会、あるいは音楽会など、そういうことも計画していったらどうかというふうに思いますので、これらの検討についてのお尋ねをします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） それでは、平和市長会議加盟市としての取り組みについてでございます。

始めに、核兵器廃絶平和市宣言の看板の増設についてでございますが、平成17年の12月に市では非核平和の市宣言を行い、仁賀保グリーンフィールドの前の国道7号沿いに看板を設置していることは、先ほど御指摘のとおりでございます。これは平和憲法の本質にのっとり、国是である非核三原則遵守の啓発を目的としたものであります。啓発にはさまざまな方法が考えられると思いますので、今のところは看板の増設は考えておりません。

しかしながら、啓発活動の一つとして、ただいま御提案がありましたように、平和市宣言文の各庁舎の掲示については、平成17年12月28日に議員提案により議決された非核平和の市宣言文を各庁舎に掲示し、宣言の普及浸透を図り、平和の尊さや核兵器廃絶についての理解を深めてまいりたいと思っております。

次に、広島平和式典への市民、生徒の研修派遣及び平和映画会の開催についてでございます。原爆死没者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念する広島平和記念式典は、大変意義のある、意義の深いものだと考えております。しかし、にかほ市でも毎年8月にはにかほ市戦没者追悼式を開催し、犠牲者の追悼と恒久平和を祈念しているところでございます。平和の尊さについての理解を深めるために、市内の生徒を広島へ派遣することも有効ではあると思っておりますけれども、まずは市で開催する戦没者追悼式などに参加することも、生徒自身が平和の尊さを受けとめる機会になるのではないかと考えておりますので、生徒たちの参加などについて今後、教育委員会並びに各学校と協議を進めてまいりたいと思っております。

また、平和映画会の開催についてでございますが、例えば仁賀保勤労青少年ホーム主催の毎年8月に開催している真夏の夜の映画会において、平和をテーマとしてアニメなどもいろいろございますので、上映する方法も一つではないかなということを考えておりますので、これについても検討

をしてまいりたいと思っております。

また、小学校では、道徳の時間において平和について学ぶ機会もありますので、児童生徒が平和の尊さについて理解を深める機会の拡充について、これもまた教育委員会と協議をして検討してまいりたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） いろいろと検討をし、また、平和市宣言文の掲示等について進めるということについては、大変よかったというふうに思います。

ただ、広島平和記念式典への参加、派遣に絡んで、今、毎年にかほ市で行っている戦没者追悼式に生徒の参加も検討するような話ですけれども、私は余りその生徒が参加して意義のある会なのかどうかということについては、ちょっと疑問もありますので、特に学校はいろいろな面で忙しいわけですから、必ずしもそこに参列を勧めるということではなくて、やはり教育委員会等とも打ち合わせをしながら別の方法がないか、あるいは直接参加ということではなく、夏休み等のその映画会への鑑賞を勧めるとか、そういうことで対応していったほうがいいのではないかなというふうに今、話を聞いて思ったところです。

平和市長会議に加盟しているということで、何か市長だけが加盟しているわけでないわけで、これは市民、あるいは市の職員もそういう意識が少しでも育てると、あるいは普段よりは少し意識するというようなことも大切だと思うので、例えば署名なども窓口に置いたりしておりますし、関係団体では大変ありがたがっているわけですけれども、例えば窓口に来た人に核兵器廃絶の署名用紙もありますと。できたら署名お願いできませんでしょうかというふうな声掛けをちょっとするとか、そういうことでも話す側も受けとめる側でも、さらにこの核兵器廃絶の意識が高まるんではないかというふうに思うわけです。そういう点についてはお金も特にかかりませんが、ただちょっと急いでいるお客さん、来訪者に押し付けるということのないように配慮はしなければいけませんけれども、そういう対応の仕方を含めて市職員等にも、この平和市長会議加盟市の一員という認識を植える、そういうことで考えることができないかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 市の追悼式に子供たちを参加させる、参加させないについては、いろいろな御意見もあろうかと思いますが、やはりこういう子供たちが、例えば献花を——代表ですよ、何人っていう、何十人っていうことじゃなくても、代表の方が来て献花をすると——ことによって、その戦争で犠牲になった方々の上に立って我々があるんだというふうなもの認識も高まっていくのではないかなという意味では、私は意義があるのではないかなと思っております。

それから、窓口については、そうした配慮は十分やってまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） いろいろ検討をしながら進めていくということで、よかったというふうに思っております。

次の質問に入ります。復興財源予算の関係ですけれども、この一覧表ももらいましたが、これも出してもらって大変よかったというふうに思います。大震災の復興や原発災害の除去費用などを盛

り込んだ国の第三次補正予算が成立しております。このような大災害に対しては、思い切って財源の確保をして本腰を入れて取り組まなければならないというふうに思っております。この復興財源確保のために成立した中には、2013年から25年間の所得増税もある。つまり、復興災の償還期限ということにあわせたわけですが、そういうこともあります。そして税額の一律2.1%の上乗せで年収500万円の夫婦、子供二人の世帯の場合は1,600円程度の負担増になるというふうにも伝えられております。この大震災の状況を見たり、あるいは避難してきている方の話を聞いたりして、何かしら応援したいと、こういう気持ちは市民の中にも多くあると思います。しかし、この所得増税、これでいいのかどうかということも本当は検証しなければいけないというふうに思います。

そこで、復興財源として出してもらいました均等割、それから扶養控除額等ありますけれども、これについて市民の負担が増えていくわけですが、一方では何かしたいという気持ちとの絡み合いがありますので、この点についてどのような考え、感想をお持ちかどうかお尋ねします。

また、ここにはありませんけれども、出した資料にはないですが、法人税の場合、どのようになっているかどうか。

三つ目に、これは国会終盤で通らなかったんですが、復興財源の一つとして当初考えられたのが国家公務員の賃金削減があったわけです。それで、どうにかしようという一つの動きだったわけですが、この国家公務員の賃金を引き下げながら復興財源に回すということについてどのように考えているかお尋ねします。また、復興財源のあり方全体についても、もしお考えがあれば出していただきたいというふうに思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） それでは、復興財源についてでございますが、この財源確保には国家の大事でございますので、いろいろな方法を考えて財源の捻出が必要であろうかと思います。ただ、こうした中で国家公務員の給与を削減するという案が出てまいりました。公務員の給与は生活給でありますので、民間の給与に準拠して適正に支給されることで職員の努力や実績に報いて、あるいは人材の確保にもつながるものと思っております。今国会は、復興財源確保の一つの方法として国家公務員の給与を時限的なものではあります。2013年度まで7.8%削減する特別法案、これを提出しましたけれども、さきに閉会した臨時国会では成立することはありませんでした。この特別法案は、年明けからの通常国会でも議論されていくことと思っておりますが、この削減案については労使間で労働基本権、いわゆる団結権、労働交渉権、争議権を付与することを担保として合意したものであります。確かに復興財源を確保するためには、先ほど申し上げましたようにさまざまな手法を考えていかなければなりませんけれども、今回の削減案は現状の経済情勢を踏まえたと、やむを得ないのかなという思いもあります。しかし、財源の確保としては恒久的な財源を確保する必要がありますので、一つの方法としては、やはり公務員改革、あるいはこれは国会議員の削減も含めてでございますが、こうした改革を進めながら人員削減による行政経費の削減、縮減、これをやるのが本来の筋ではないかなと思っております。

いずれにしても、これは国レベルのことでございますので、活発な議論を通して早期に国民の皆さんが理解するような方向性を示していただきたいものだと、そのように考えております。

他の質問については、担当の部課長がお答えをします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、私のほうから復興財源としてのかほ市民への負担増ということでお答えいたします。

11月30日の国会での法案成立によりますと、国税である所得税は平成25年1月から25年間、先ほど村上議員がおっしゃいました所得税額の2.1%が上乘せされます。お配りしております資料の一番上のおりてございまして、本来の部分に2.1%を上乘せするというものでございます。例えば5%の税率の方ですと、5%掛ける2.1%分の0.105%、合わせまして5.105%の税率というような形になります。また、個人の市民税につきましても、平成26年度課税分から10年間、県民税の均等割、市民税・県民税の均等割につきましても、それぞれ500円が増額されることとなります。これも表にありますとおり、県民税につきましてもは現在1,000円に秋田県水と緑の森づくり税の800円が上乘せされた形でございますが、さらに500円が上乘せされると。市民税につきましても3,000円が3,500円ということ500円が上積みなるということで、市県民税を合わせまして1,000円増額ということになります。にかほ市全体では、平成23年度の課税ベースで均等割課税者が1万2,885人おります。これを税額では1,288万5,000円の増額となるものでございます。

また、所得控除見直しについては、復興財源確保法案にはありませんが、子ども手当関連で平成24年度から扶養控除の廃止、改正に伴いまして、平成23年度課税ベースで、これは所得税につきましても平成23年分からということで、来年の申告分からということになります。平成23年度課税ベースで年少扶養者、16歳以下3,263人の33万円の控除、それから特定扶養者、16歳以上18歳以下1,085人の12万円控除が改正されます。にかほ市個人市民税全体で7,005万5,000円の増加となる見込みでございます。簡単に申しますと、16歳以下の子供1人を扶養していた場合は、市県民税で3万3,000円の増額、また、高校生の場合は1人を扶養している場合1万2,000円の増額となるものでございます。

法人税につきましてもは、実効税率で5%の引き下げを実施した上で、平成24年4月から3年間、減税の範囲内で増税を行うということで、法人の負担増にはならないものと見ております。

これと関連しまして福祉関係のほうからの補足がございまして、お願いします。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 扶養控除の一部廃止に伴う福祉等事業への影響について御説明いたします。

扶養控除が一部廃止されることによりまして所得税額、個人住民税額、それに連動しております保育料をはじめとする医療・福祉制度等に関する負担に影響を及ぼすこととなります。このため、政府の税制調査会のプロジェクトチームにおいて、保育料等については扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされております。市が直接関与する対象制度としては、国の児童家庭局所管になりますけれども、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施、同じく保育の実施、社会援護局所管関係では、障害保健福祉施策のうち障害福祉サービス利用、自立

支援医療費、補装具費、措置入所利用等に係る自己負担限度額、そして特別児童扶養手当等の支給基準に影響が出てくることとなります。

これに対する今後の国の対応方針でございますが、児童家庭局所管並びに社会援護局所管の今お話しした対象制度につきましては、いずれも扶養控除の見直しがなかったものと見直したことで算定するということとされております。これに伴いまして保育料につきましては、旧税額計算シートというものが既に配布されております。それによりまして扶養控除見直し前の旧所得税額を担当課で個々に計算して、その控除廃止前の税額をもって適用していくこととなります。その他の事業につきましても、それぞれ計算シートにより同様に作業することになると思われます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 今の答弁によりますと、均等割の関係では市民1,288万5,000円の負担増というふうになるわけですが、その後の法人税のときには負担増にならないものと思う、考えるというふうな答弁だったように思うんですが、そうすると今回の復興財源を得るためには国民、市民の負担を増やすけれども法人税の関係では負担増にならないと、こういうふうに考えていいのか、そのところを確かめたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 税務課長。

●税務課長（齋藤利秀君） 先ほど総務部長申しましたように、法人税については下げた分を3年で、その範囲内で増税するということであります。それで、今この震災において企業等も大分影響あるようです。その関係ももちまして企業についても3年間で復興していただきたいと、そういう目的の期間だと我々は思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 確かに朝日新聞のこの「所得増税25年を決定」という記事を見ましても、所得税、個人住民税では、これは国全体の問題ですから、合わせて8.1兆円の負担。そして法人税は、減税した上で税額を10%上乘せ、そして2012年4月から3年間ということで2.4兆円となっていますけれども、実質的には法人税の財源への寄与といえいいですか、財源となっていないというふうに考えていいような答弁だったんですが、そのところをしっかりと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

税務課長。

●税務課長（齋藤利秀君） 10%という村上議員の税率でしたけれども、我々ちょっとその10%に

については把握しておりません。後ほど調べましてお答えしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 朝日新聞の記事も、ちょっとこの——実質法人税が減税なるんだということは出さないように一覧表になっているんですが、実際問題としては、大企業に対しては5%減税するということから始まって、それを進める中で3年間だけ2.5%税金をもらおうと、付加税をもらおうというふうなことから、実質は3年間の間でも税金——国の調査によると3年間だけ法人税は2.4兆円ぐらい増えると。しかし、この税を課しても20年、25年、庶民には25年間の増税ですから、大企業に対しても17兆円ほども減税になると、こういうふうな復興財源だわけです。ですから、先ほど企業にも復興してもらわなきゃいけないと、これは確かにそのとおりです。しかし、儲かって内部留保を増やしている企業に対しては、その必要はそんなにないのではないかと。ですから、庶民に対する増税に対して法人税が非常なサービスだということで問題にもなっているわけですが、その点は市の課税側としても通知等で把握されているのかどうかをお尋ねしたいわけです。

●議長（佐藤文昭君） 税務課長。

●税務課長（齋藤利秀君） 税務課のほうにはその通知は来ておりません。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 福祉の関係ではかなり早く連絡が入っているようですが、まだこれからということであれば、中央の記事、あるいは国会のやり取り、そういうところのことしか今のところ把握できない、それも確かだと思います。先ほど言いましたように、企業には儲かっていることに対して税金がかかるわけですから、儲かっていなければ、赤字であればかからないと。儲かっている部分についても税金を負けてやると、こういう今の復興財源の取り方というのは、ちょっとおかしいんじゃないかというふうなことが国会でもやり取りされております。おまけに、これはもちろん市の問題ではありません。国としては復興財源が必要であれば、米軍に対する思いやり予算、あるいは政党助成金、これなんかも震災のためにももらわないで出すべきでないかというふうなことも論議されております。ですから、この復興財源のあり方については、非常に片手落ちではないかというふうに思われるわけですが、そういう市民、国民に対しては負担をさせるけれども、大企業や大資産家に対しては証券優遇税制もありますし、そういう面を含めてどのようにお考えかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） このことについては、国レベルでしっかりと議論して、先ほども申し上げましたように、どういう形で復興財源を確保するのか、これは我々がどうのこうのと言える立場ではないので、国レベルでしっかりと議論していただきたい、そのように思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上議員。

●12番（村上次郎君） 市長の答弁も無理もないというふうに思いますけれども、でも国会、あるいは国会議員に意見を出して、そして国政を国民のためになるようにしていくというのがやはり我々の務めの一つでもあると思うわけです。ですから、そういう意味では、市長会議もありますし、よくそこでもTPP問題などでもいろいろ頑張ってきておるわけですが、そういう組織を通

じながらでも、やはりあるべき姿、こういうものについて国会で議論してもらえるその方向づけを我々がしていくというようなことも必要なのではないかとこのように思いますので、その点一点をお尋ねして終わります。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げましたように、地方のことなどについてはそれなりに情報交換をしながら国会議員の先生方から働いてもらわなければならないわけではありますが、先ほど申し上げましたように、地方の実情などもしっかりと見据えて国会で議論していただきたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

所用のため、10分間休憩といたします。

午後1時59分 休 憩

午後2時11分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番伊東温子議員の一般質問を許します。1番伊東温子議員。

【1番（伊東温子君）登壇】

●1番（伊東温子君） よろしくお願ひいたします。

始めの問題ですけれども、農産物の放射能対策についてです。

3.11から9ヵ月になりましたが、福島原発事故に伴う放射性物質による汚染の問題は、毎日深刻さを増して報道されています。9月定例会において農業費の補正予算に農産物放射線測定事業補助金22万円が計上されました。議案説明では生産者、消費者の安全・安心のために、それがひいては風評対策につながるということで、JAが購入する測定器2台分の3分の1補助となっていました。JAではどのように活用されていますか。秋田県でも高濃度の放射性物質に汚染された稲わらを食べた肉牛の問題も、いまだに解決されていないようです。そして8月1日からは全頭検査が行われ、そして12月からも継続して測定していくということが新聞で報道されています。そのような状況の中で、この機械を今後どのように活用されていくのか把握されているでしょうかお伺ひいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今定例会の最後の一般質問であります。これまでの議員の皆さんの質問に対しても懇切丁寧にお答えしてまいりましたので、なお一層丁寧にお答えをしたいと思います。

放射線測定装置の活用状況でございますが、福島第一原発の事故を契機に、農畜産物への放射性物質汚染の不安が広がっていることは先ほど御指摘のとおりでございます。

そこで、JA秋田しんせい農協は、管内における農畜産物の安全性をアピールするために放射線

簡易測定器をにかほ市と由利本荘市が、それぞれ3分の1を助成して2台を購入しておりましたが、しかし、地域が広範囲であること、また、農畜産物の測定検体が多岐に及ぶことから、さらに単独で1台を追加購入して3台で今測定をしているところでございます。

これまでのJA秋田しんせい農協における放射性物質の測定は、にかほ市分ではミニトマト、馬鈴薯、ネギ、それから比内地鶏の肉、大豆、ソバの6品目の放射性物質の測定を実施いたしまして、いずれも放射性セシウムは不検出の結果となっております。

また、今回導入した測定器による汚染測定は、10月と11月に肥育豚舎におけるおがくず、もみ殻及びペレット堆肥等8検体の測定を実施しておりますけれども、いずれも放射性物質は検出されておられません。

今後の利活用でございますが、米、大豆の穀物部門、農産園芸部門、畜産部門ごとに測定器を管理しながら分析技術や対象品目、サンプルの抽出方法などの放射能分析計画を定めて、生産、流通の初期段階で放射性物質の表面汚染の測定を行い、安全性を確認していくこととしております。

また、福島県において暫定規制値を超える米が検出されたことから、JA秋田しんせい農協では新たに5地区、福島県に近い鳥海、東由利、大内、象潟、本荘の玄米の精密検査を自主的に行う予定となっております。市といたしましても農家との調整や消費者の不安を払拭するために、関連団体と連携した体制で安全の確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） お尋ねします。にかほ市で補助を出してJA秋田しんせいで買われた機械でミニトマトとかそういうものも測られたのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 購入した機器は、簡易測定器のGMサーベイメーターという機械でございます。その機器を活用して、にかほ市内の農産物も測定しております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） この機械はですね、食品を測るものではないと思うんです。これはさっき説明もありましたけれども、表面にですね、放射能を浴びたときに、その表面に幾らついたかというそういうものを測る機械であって、今、問題になっているのは、その食品の中身ですね。そういう機械は、また別にあるんです。それで、この機械は浴びた放射能にかざして、その表面から1分間に放射線が幾つ出るかというそういう機械であって、その食べ物そのものの放射性物質を測るものではありませんので、そこのところ、どのようにお受け取りなのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 先ほど申し上げましたように、この測定器を使って表面の測定をしておりますが、先ほど申し上げたのは、言葉足らずでありましたが、6品目8検体の放射線については、県の分析センターのほうでその機器に基づいて測定した結果であります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） とてもよかったです。安心しました。このメーターは食品を測ることは無理ですし、震災から9ヶ月も経っていますので、今の食品の問題というのは、土壤汚染によるそう

いう問題とか、土壌汚染や食物連鎖の影響での汚染ということが問題にされていますので、表面を測ったところでそれはいくら簡易とは言っても、とても役に立つとは思われません。このことについてですけれども、実はですね私、この22万円の予算を見まして、食品を測る機械というのは、もう500万円もするという話をやはり議会の上で答えられていたと思うんですね。そういう機械でなければ測れないのだということはもう承知の上だったと思うので、ちょっと変だなと思って実はJAさんのほうに出かけていきまして聞いたところ、仁賀保のJAさんにはこの機械は置いてなくて、この事業もちょっと御存じなかったんですね。それで、由利本荘市のほうのJAさんのほうに行きまして、担当者にお会いして聞いたんです。そのときはちょうど11月の中ごろだったと思うんですけど、もう少しで12月というときだったかな、そういうときに行ったんですけども、その方もこの事業について余り詳しくなかったんですね。でも担当だったんです。この機械はどのように使われていますかって聞いたときに、11月いっぱい使われていませんと。12月から使いますという返答をいただきました。もう一つ増やして3台あるわけですよ。何に使うんですかって聞きました。そしたら、牛肉の表面を測るんですと、そういう答えだったんですね。牛肉の表面を測ってもですね、それはその中にあるセシウムなんかだと筋肉に入り込んでいくものですから、そういうのを測っても何もならないなって思いましたね。本当に不思議なんですけど、実態としてはこれで間違いないでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 農林水産課長。

●農林水産課長（伊東秀一君） 農協さんとの関係の話ですけれども、まず一つ誤解があるようですので確認をさせていただきますが、この機械はあくまでも定量を測定するものではございませんので、表面汚染を測定するという初期の数値を把握するものでございます。したがって、初期の段階で異常値が出た場合は、改めて簡易検査として定量検査を行うというシステムの中でこの機械を導入したということでございます。

それから、農協のこれまでの体制ですけれども、お話を伺ったところ、簡単に使えるものではないということで、やはり講習を受けられたようでございます。講習を受けられまして、実際に測定記録簿として残っていたものは、先ほど市長がお話しましたとおり肥育豚舎におけるおがくずとかそういったものは、実際にやはり測定をしまして結果として残っております。その数値を見ますと、これはベクトルですけれども平方センチメートル単位のベクトルでありますので、これを換算しなければなりません、数値としては安全な数値であるということで、実際に記録簿として提出していただいておりますので、そのような経緯がございました。

この後のお話ですが、園芸部門につきましては、毎週水曜日にJA基幹集積所で検体を測定するという体制づくりになっております。さらに、米穀部門につきましても各倉庫がございまして、にか部市以外にもございまして、それからカントリーエレベーターもございまして、そういったものを地域的に検査をしていくと、表面汚染検査をしていくという体制がございまして、さらに畜産部門につきましても、各地点で稲わら、乾燥敷料、そういったものの表面汚染測定等しながら安全を確認していくという体制づくりになっているということも確認しておりますので、これまでの経緯、今後の計画は以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） それで 11 月になる前もそれを測定していたということですね。11 月の――。

●議長（佐藤文昭君） 農林水産課長。

●農林水産課長（伊東秀一君） 農協からいただいておりますサーベイメーターの測定記録簿によりますと、肥育豚舎におけるおがくず等の測定は10月の21日、11月の16日、同じく16日、検体が違いますけども、このように10・11月で実際に測定したという記録がございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 分かりました。でも、私も担当者に聞いて、とても計算が難しいのでっていう話までしていただきましたので、てっきり11月いっぱい測られてなかったのかなと思いましたが、8月1日から全頭検査が行われているにもかかわらず、それにも活用されていなかったのかなと思います。

それとですね、あと―― 実はその機械のことなんですけれども、これはあくまでやはり浴びた量を、表面の量を測るという機械です。それから、外部被爆に関係したガンマ線ですか―― は、ほとんど測れないというものなんです。そして今ですね、動きとしてはですね、これからもやはりそういうふうに簡易測定器として食品に対してお使いになるつもりですか、お聞かせください。

●議長（佐藤文昭君） 農林水産課長。

●農林水産課長（伊東秀一君） 第1点目の8月以降に行われております牛の全頭検査の件ですけれども、これは秋田県が実行して検査をしているものでございますので、JA秋田しんせいさんと直接の関係でのつながりはないものと考えております。

それから、ガンマ線ですけれども、この検査の場合は、あくまでも放射性セシウムについての表面汚染検査でございますので、ガンマ線の数値の把握はできません。しかし、先ほど話しましたとおり、セシウムの数値によりまして表面汚染は確認できますので、異常な数値が出た場合は、直ちに簡易検査によって定量検査をし、実際に1キログラム当たりに入っているセシウムの量を鑑定して安全性を確認するというシステムになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） この問題も食品の汚染の問題も、これからずっと尾を引くような気がしますし、深刻な問題がまたまた出てくると思います。それでですね、実は先日ですね、秋田市に乳幼児を持つお母さんが粉ミルクですね、明治の粉ミルクです。これに自分の子供に飲ませるのが不安で、それで福島のほうに二本松チームっていう――。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、通告外の質問になりますので、通告の質問に沿ってひとつ質問をお願いします。

●1 番（伊東温子君） 測定器のことに関連するんですけれども、ここにはまずそういうものがないので、わざわざ福島県の二本松の二本松チームというところの市民団体のほうにそのミルクを測ってくれるようお願いしたんですね。そして、やはり――。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後 2 時 31 分 休 憩

午後 2 時 31 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●1 番（伊東温子君） それでいろいろ基準値もありますし、そういう本当に測れる機械があったら安心・安全、それこそそれだと思うんです。やはり値段は高いと申しましても、やはり消費者、さっきの質問に出ましたけども生産者、消費者、みんなのその安心・安全のためにそういう計量器っていうんですか、測定器をにかほ市で買うということは全く無理な話なんでしょうか、お答えください。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 率直に言って、にかほ市で購入するという考えはありません。今、県のほうでも学校給食の関係についても、そういう測定器を今の 12 月補正の中で掲げて、新しい機器も買うというような形になっていますから、やはり県とかそういう形と連携して安全性を確認していくということが大事だと思っております。市単独でどうのこうのという問題ではないと思います。

それから、食品については本当に安全を確保していかなければなりませんけれども、それだけのデータもそろえていかなければなりませんけれども、安易に不安をあおるような形もあっては私はないと思うんです。ですから、このあたりはよく十分いろいろ関係団体と、関係機関と協議しながらですね、常にかほ市産の農産物は安全だという形のを、確立をつくっていきたいと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 今の市長のお話についてですけれども、基準値とかいろいろありますけれども、やはり今は——基準値は例えば食べ物の 500 だと。500 未満だからオーケー、これではもう通らないようになっていきますので、本当、きちっと測って、それを自分がオーケー、自分がオーケーするという時代になっていますので、ただただ国の基準とかそういうところで学校給食にもそうですし、そういう基準だけにとらわれないで、安心・安全を確保することがこれから大事だと思うもので、いずれ前向きに御検討くださるようお願いして、この問題は終わります。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後 2 時 34 分 休 憩

午後 2 時 34 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

市長。

●市長（横山忠長君） 安全の確保、これは大事であります。だとすれば——反問権使ってもい

いんですか——だとすれば、伊東議員はどうかすればそれを使ってはならないという判断なんですか。国の基準もだめ、だとすればどういう判断ですかということ一つ、それから、今の福島第一原発以前にもそういうものはあったんです、この地域において。ソビエトのこの原発とか、あるいは中国の核実験とか、そういう形でもこちらのほうにそうしたものは来ているという話もあります。ですから、余りね先ほども申し上げましたけれども、余りその農産物の不安をあおるような形、これは少しでも入ってはだめなんだと、だって以前から入っているかもしれません。私もそのあたりはよく分かりませんが、ただ不安をあおるという形だけは、私はそうであってはならないのではないかなと思いますので、その点について二つの点、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） 何で不安かということですよ。数値をきちっと示さないから不安なんです。それで、もうこうなってみると乳幼児、それから私たちみたいなものは、もうその量が違って当たり前なんです。それと、今はですね福島のものを買るときもですね、ちゃんとそういう測定器を置くんですね。それで測って、オーケーだったら買いますと、その人がオーケーだったら。その国の基準とかそういうことではないんですね。自分がオーケーだったら買うんですね。だから、あおるなどは言いますが、そうじゃなく、きちっとした数字を出して、これだったら大丈夫つていうところで自分が納得して買うことですよ。もし——。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時37分 再開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●1番（伊東温子君） だから、数値を提示したりそうすることは、不安をあおることではないんです。むしろ安心を得られることだし、福島のものでも出ないものもあるんですから、測らないで、あるところを出てそのままにしておけば、福島全体のものが買われない、食べられないとなります。だけでも、きちっと測ることができれば、購入するときに測ることができればオーケーのものもあるんです。だから、そういうことも不安をあおるという意味、そういう意味ではないのです。きちっと、隠すからいけないんだと思いますけれども、いかがでしょう。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 別に隠しているわけではありません。やはり国は国の基準として出しています。我々にはそういう知識がありません。今、福島の話をしたけれども、消費者がどのくらい精度のいい機器を持って測定しているかよく分かりませんが、簡易測定器、数万円のやつではなかなかいいデータは出ないという話もあります。ですからね、だからどういう形でお話しているか分かりませんが、私は先ほど来言っているように、にかほ市の農産物については安全だということをアピールするための対策はとっていきたくて、そういうことでございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 測定したものはきちっと広報にでも提示して、多分この前はミニトマトのことなども提示されていましたが、これからもよろしく願います。

今年6月に、にかほ市は男女共同参画都市の宣言をしました。平成19年3月に策定した、にかほ市男女共同参画計画の最終年度となりました。これまでの成果について伺います。

また、今後5年間に向けて新たな計画が策定されていると思いますけれども、最優先課題は何であるか、何だと思われるか、お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） それでは、にかほ市男女共同参画計画についてお答えをいたします。

計画は、男女共同参画社会に向けた意識改革や政策、方針決定過程へ女性の登用の拡大など四つの主要課題と30の基本施策、146の具体的な施策で構成されております。毎年、具体的な施策ごとの進捗状況をまとめ、広く市民の皆さんから御意見を伺うために、にかほ市男女共同参画懇話会を開催して、計画の進捗状況などの確認を行っているところでございます。

進行の状況でございますが、おおむね84%の項目については実施されており残りの16%についても改善が進んでいることから、懇話会の委員の皆さんからは計画の推進が認められているところでございます。

また、委員会、審議会等への女性委員の登用促進として、女性委員のいない委員会等を解消して、女性委員の割合を50%にすることを目標にしておりますけれども、残念ながら現在、毎年40%前後で推移をしているところでございます。しかしながら、こうした40%の推移は、県内はもとより東北地方でも上位にあります。毎年、講演会や機会あるごとに、市民有志による対話劇などを披露し、問題提起をするなど、こうした啓発活動が男女共同参画というキーワードの認識と高さにつながっているものと考えております。

そこで、平成24年度からの新たな男女共同参画計画においては、引き続き先ほど申し上げました四つの主要課題を基本に策定しますが、特に最優先課題となるのは政策方針決定過程で女性の登用拡大であります。このことについては、先ほど申し上げましたように50%を目標に掲げておりますので、これをクリアできるように、引き続き啓発やPRなどに努めてまいりたいと思っております。

また、東日本大震災における被災地の状況を見ますと、長期化した避難所生活では、男女が共に過ごす生活がほとんどでございまして、プライバシーの問題が問われたところでございます。こういう面からも防災体制の整備などに女性の視点を生かすことなどが重要であり、計画の策定に当たりましては、こうしたことも留意してまいりたいと思っております。

また、少子・高齢化が進んでいる状況においては、これまでの社会制度に固執せずに、ワークライフバランスなど生かされた男女共同参画社会づくりが重要でございます。男女共同参画という言葉の認識の高まりが実現につながるような計画の策定と政策の展開によって、男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 女性ですね政策方とか、そういう決定に参画するという。それから委員会ですね、女性のいない委員会をなくす、50%、フィフティー・フィフティーにすると、その目標のようすけれども、この委員会に入っているその女性ですね。複数の委員会に所属している女性、どのくらいのパーセンテージでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後2時45分 休 憩

午後2時46分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

総務部長。

●総務部長（森鉄也君） ただいまの御質問でございますが、いずれさまざまな委員会等に重複している方々、女性の方、相当おります。それで、先ほど申し上げました数字については、延べという形で計算上出てくる数字でございますので、ちょっとその資料を持ってございませんので、必要であれば後ほどお示しします。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 年齢層はどのようになっていますでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それにつきましても現在ちょっと細かい資料を持ってございませんので、後でお示しします。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） 今後も講演会とか意識改革のためにと申されましたけれども、私も何度か男女共同参画のその講演会にも足を運んだことがあります。そこに参加している女性は、ほとんど60代、70代ですね。いつもそうです。それで、男性は少ないんです。これで本当に——それで、メンバーはいつも同じような気がします。女性団体協議会。そういうことになっているので、多分同じ方が毎年毎年聞かれているのではないかと思うんですけれども、この辺を改善するために、今後どういう施策がありますか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 現在、にかほ市の男女共同参画計画がございますが、これにつきましては主要課題、それから施策の方向、それから基本施策というような形でございまして、具体的な施策にまいりますと、あくまでも市の所管する課ごとに、この具体的施策を定めてございます。それで、この男女共同参画意識改革とか啓発運動等につきましては、まず各課の実績を毎年市民の相手方、所管する相手方、あるいは団体等に対するその実績について聴取しているわけですけれども、なかなか実際的には意識改革に結びついていない部分が相当ございます。それで先ほど84%のおおむね実施されているというような市長が申し上げましたが、残りの16%というようなものも、例え

ば企業とかそういう事業所に対する啓発等、なかなかこれが実現されていないという状況にもございますので、そのようなところもこれから、行政主導的にはなりますが積極的に推進していきたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） 年齢層ですけども、この男女共同参画の白書によりますと、70代がこの事業に対して賛成なんですね。あとの20代、30代、40代、50代、この方たちはどちらかといえば反対に近いような、そういうことになっているんです。なぜそうなるかということですね。この男女共同参画という名前もすごい不思議なんですけれども、何なんだ一体ということですよ。知らない人いっぱいいます。例えばですね、女性議員なので、ときどきいろいろと女性がいろんなことを、問題を持ってくるんですけど、そういうとき一つの例としましてですね、障害児の子供を持って、お父さん、お母さんの介護、お父さんも障害者、お母さんは病気、そういう中で自分はその親の介護がしたいということで連れ合いの方と話し合いをしたら、聞く耳もなくDVを受けたと。それでもう一生は見れないということで、自分でいろいろあちことに相談はしているんですけども、何とそこにかほ市の共同参画っていうところには、知らなかったそうです。これ、共同参画の仕事なんです。DVも障害者、障害児、これも今は含めてですけども、とにかくその女性が自分の親を見なきゃいけないと。旦那さんのほうは兄弟もいる。そういう場合に自分の親を見たいと、それもね許されなければ本当の共同参画の社会ではないと思いますしね、そういうものをその相談する場所が共同参画だという認識がないんです。共同参画も知らないんです。40代ですけども。そういう問題もありますので、もっともっとねこれをやっぱり都市宣言ね、宣言したんですから、今までどおりの施策ではなく、本当にかほ市独自の——書いてありますよね、宣言するからには見本となるべく都市とならなければいけないと書いてありました。そういうものをちゃんと明記していかなければいけないし、それから若年層ですね、若年層に対するそのただいろんなことを言うだけではいけないんだと思うんです。この運動がどういうところから起きてきて、どういう経路をたどって男女共同参画と呼ばれるようになったかという、その経路ですね、経過をきちっと踏まないと、これは国連のほうで、国連が立ち上がったときに人権委員会の中にその婦人の地位向上という委員会というものをつくったんです。まだ我が国は入っていなかった当時ですけども、それからずっとあるんですね。それで、その国連のいろんな条例とかそういうものを受けて、それを国が内閣総理大臣の諮問機関としてそういう委員会を置いたんですね。それがずっと人権擁護、そういうものを取り扱いながら今の男女共同参画に至るんです。だから70代の方は身をもってですね、そういうものを見てきたんだと思います。参政権から始まって、女性のその人権を守るそういうものを見聞きして育った世代だと思うんです。それで、今の若い人たちはそれが分からないというか、とても分からない問題なんだと思います。そこのところをきちっと踏まえて、もっとね啓蒙に対しても、やはり女性学という視点からやっていかなければいけないと思いますので、そこのところをよく踏まえていろんな計画を立てていただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 質問、いいですか、これで。総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 男女共同参画社会というものにつきましては、職場、あるいは家庭、こ

ここにおける男女のあり方というような、また、そういう環境の整備というようなことでございますので、若い方々が参加する機会が少ないということも今お聞きしましたけれども、講演会も毎年やっております。このようなところに若い人をどう意識づけして参加、出席してもらうかということは、これからの課題だとは思いますが、いずれこの男女共同参画社会も余りこう考えすぎますと、なかなか難しい面もございますので、気軽にこういうことだというようなことから始めていければということもちょっと考えてございます。

それから、相談というような話も先ほどございましたが、にかほ市内にもFF推進員という方もございます。いらっしゃいますので、そういう方々も3名ございますので、十分相談には乗れるかと思えます。また、市のほうに来ていただいても結構でございますので、そういう面からも我々もこの意識づけのほうに力を尽くしていきたいなということで考えておりますので、いずれ新たな計画策定に向けては、伊東議員御指摘のようなことも踏まえまして計画策定に努めてまいりたいと思えます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） もう一つだけお願いします。だから見えないんですよ、事業が、動きが、分からないんですよ。だから、やはり宣言したからにはね、その事業を利用して、やはり——何だっけ、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」って言ってますけど、それにもっていかなければいけないと思うんですね、事業を。そういう意味で、もっと見えるところに、例えばちっちゃいところでもいいです、空きスペースに男女共同参画室を設けるような気持ちはないのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） そういう対策室を設ける考え方はありません。何かね、伊東議員の質問を聞いていますと、すべてが行政がやるべきものと、これを前提にしてお話しているようにしか聞こえないんです。我々は、そういう催しをしながら啓発活動しながらやっていますけれども、それに積極的に参加していただくのも市民の務めだと私は思います。ですから、やはりこういうところも積極的に参加していただいて、じゃあ共同参画ってどうあるべきかということをいろいろ市民の視点で考えてもらう機会は、これからも私たちはつくっていきたいと思えます。私も100%と言わないけれども、必ず講演会には出ています。そしてあいさつもしています。100%とは言わない。ですけども、出ています。男女共同参画とばかりは言わないけれども、必ず女性の婦人会の連合ですか、そういう協議会あっても必ず寸劇とかってやります。男女参画の中でその各家庭において問題提起をして、皆さんから考えてもらう機会などは、その男女共同参画というそのことばかりじゃなくていろんな場面でやっていますからね、そういう形の中でいかにして男女が性別関係なくして、お互いに喜びも責任も分かち合えるような社会に近づけていくか、これからも市としては頑張っていくんですけども、これは市民の皆さんからも頑張っていただかなければなりませんし、議員の皆さんからもこれまで以上にお力添えをお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1番（伊東温子君） 決してそういう個室でその政策を練ってくださいというのではないのです。そこに市民もちゃんと行けて、相談者も行けて、そこでいろんな情報交換もできるし、その作成に

も、市政にも何ぼか反映できるような、そういう交流室なんです。そういうものがあつたらいいと思うんですけども、先ほどの市長の見解とはちょっと違うんですけども。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） そういう日ごろの悩みとかそういうものの相談、この男女共同参画も含めまして、ボランティア団体のルームなども象潟構造改善センターのほうにございます。そういうところも活用していただければなと今考えてございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員。

●1 番（伊東温子君） せっかくですね、宣言したんですよ。本気でやってほしいと思うんです。それと、ボランティアでそういうことに参加したい人もいっぱいいます。そういうものを、ここでこういうことがあるんだよということを教えない限り、そこに相談に行かないし、そこで情報を得ようとはしないと思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで1 番伊東温子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦勞さまでした。

午後 3 時 02 分 散 会
